平成２８年（フ）第５６号
滋賀県近江八幡市鷹飼町454番地11（302号）
債務者　武田登世美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第６１号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番４号
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
広島市中区吉島西１丁目９番３－302号
債務者　奥野ちゆき
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０号
山口県下関市豊浦町大字川棚7144番地１　コンフレールウィーン101号、前住所山口県下関市一の宮町２丁目５番14号
債務者　寿司天こと　秋枝　**桀**則
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
愛媛県松山市西石井１丁目９番27号　グランジュール407号
債務者　泉田　秀一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
高知県安芸郡北川村大字加茂311番地
債務者　楠　　茂人
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
福岡県久留米市小頭町106番地　樋口ビル201号
債務者　久世耕一郎
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８６号
福岡県みやま市瀬高町小川587番地１
債務者　山下　和信（旧姓手古）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝756番地
債務者　荒巻　　**晴**
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝756番地
債務者　荒巻**晴**商店こと　荒巻　博子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
宮崎市東大宮２丁目７番６号　Ｍａｉｓｏｎ　Ｇｒｅｔａ107号、前住所石川県河北郡津幡町字太田ろ120番地１エクセラン101号
債務者　吉村　　聡
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１号
宮崎県都城市早鈴町1312番地４　メゾンド早鈴201号
債務者　岡元　二五
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７２号
鹿児島県鹿児島市西伊敷５丁目７番２号
債務者　松村　龍一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８号
鹿児島県大島郡和泊町大字国頭2425番地１
債務者　脇田　茂浩
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２５号
鹿児島県大島郡和泊町大字和泊588番地３
債務者　大山　輝美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第８２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東112番地の１（１）
債務者　山田　香織
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５号
和歌山市中94番地13
債務者　前田　揚子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９号
和歌山市六十谷29番地３　コーポなかよし８号室
債務者　松本　陽子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係